

(前項よりつづく)

(施設および器材の検査)

第14条

取扱業者は、作業器具、車庫および運搬車その他汚物の取扱いに使用する施設などについて市長が行なう定期および随時検査に合格したものでなければ使用してはならない。

2. 市長は、前項の定期検査に合格した場合は、検査証を交付する。

3. 前項の検査証を失し、またはき損したときは、その理由を市長に届け出て、検査証の再交付を受けなければならない。

(従業員の鑑札の交付)

第15条

取扱業者は、その作業に従事する者を市長に届け出て、鑑札の交付を受けなければその作業に従事させてはならない。

2. 前項の鑑札は失し、またはき損したときは、その理由を市長に届け出て、鑑札の再交付を受けなければならない。

3. 第1項の鑑札は毎年3月31日まで更新しなければならない。

(許可書などの返納)

第16条

取扱業者は、許可証、検査証または鑑札の有効期間が満了し、または営業の許可を取消されたときは、その日から7日以内に市長に返納しなければならない。

2. 取扱業者が廃業、死亡または解散したときは、それぞれ本入、相続人または清算人は、直ちにその旨を市長に届け出る。

け出て許可証、検査証および鑑札を返納しなければならない。

(取扱業者の遵守事項)

第17条

取扱業者および従業員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 取扱業者は、自己のため受けた許可証、検査証および鑑札を他人に譲渡しまたは貸与してはならない。

(2) 従業員は、その業に従事するときはつねに鑑札を携帯し、かつ、関係職員または、汚物依頼人から求められたときはこれを呈示しなければならない。

(3) 取扱業者は、市長が必要と認めて付した条件を守らなければならない。

2. 前項各号に違反したときは、期間を定めて営業を停止し、または許可を取り消すことがある。

(許可証などの交付手数料)

第18条

許可証または、検査証の交付（再交付を含む）を受けようとする者は、次の各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 汚物取扱業許可証交付手数料

1件につき 2,000円

(2) 汚物取扱業許可証再交付手数料

1件につき 1,000円

(3) 施設および器材検査証交付手数料

1件につき 200円

(4) 施設および器材検査証再交付手数料

1件につき 100円

(従業員の鑑札の実費徴収)

第19条

従業員に携帯させる鑑札を交付（再交付を含む）するときは、その実費を徴収する。

(取扱業者のし尿汲取料金)

※180リットルまで (1石相当量)

4月1日～11月30日まで

料金 190円

12月1日～3月31日まで

料金 210円

※180リットルをこえる 18リットルまで
ごとに。

4月1日～11月30日まで

料金 19円

12月1日～3月31日まで

料金 21円

(清掃指導員の設置)

第21条

清掃思想の普及ならびに清潔の保持、便所その他汚物容器の維持管理などに関し、指導を行なわせるため、市に清掃指導員を置く。

(清掃指導員の証票)

第22条

清掃指導員は、つねにその身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。

(規則への委任)

第23条

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

トピックス

一市三町助役会議開かる

去る18日、大館・花矢・田代・比内の一市三町地域開発促進助役会議がおこなわれました。この会議は、積込内地区を中心に進められている地下資源開発に関連した土地利用関係の調整、道路などについて話しあつたもので、今後の広域的な話し合いが期待されます。



オリンピック東京大会

日本体操選手団が来市

(写真

説明する小野選手)

オリンピック東京大会でゴールドメダリストの栄光に輝いた日本体操チームの遠藤はじめ、小野夫妻、そして地元の千葉選手など、12名の選手団の実演会がこの程体育馆で行われ、そのみごとな演技と、ユーモラスな小野喬選手の解説には、8千名の観衆もただ感無量。

